

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県婦人服製造業最低工賃（令和3年山梨労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和6年3月18日

山梨労働局長 高西 盛登

山梨県婦人服製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 山梨県の区域内で婦人服製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額	
ワンピース 上衣	そで口あきみせ まつり		1着（両そで）につき 16円	
	コート	千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの	5センチメートルにつき 11円
	スカート	星入れ		10センチメートルにつき 17円
	ブラウス	ボタン付け	根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 9円
			根巻きあり4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 11円
		かぎホック付け		1組につき 17円
		スナップ付け		1組につき 17円
		糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートルのもの（作り付け）	1か所につき 10円
	糸ループの長さが5センチメートルのもの（作り付け）		1か所につき 11円	
		×印しつけ止め		1か所につき 11円
		肩パット付け		1着（両肩）につき 42円
婦人用M丸 首無地セー ター	オーバーロック ミシンによる縫 製	長そで 肩・そで及びわき	1着につき 95円	
	リンキングミシ ンによる取付け	衿（ハイネック に限る）	12ゲージ 1着につき 89円	
	手かがり	衿（ハイネックに限る）	1着につき 43円	

備考1 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とし、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

2 品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまとめの業務に限るものとする。

- 効力発生の日 令和6年4月17日